

代理制度の仕組み

ユミ先生の
ワンポイント
レッスン

会社のような法人が取引を行う場合、法人は観念的な存在なので現実には法人に代わって契約の意思表示をする人間の存在が必要です。株式会社では代表取締役がそれにあたります。自然人の場合でも、「遠隔地で取引をしたいがそこに行く時間やお金がない」、「自分より有能な専門家に代わってほしい」などのニーズがあります。そこで民法は本人に代わって他人が法律行為を行い、その効果を本人に帰属させる、**代理**の制度を設けました。**代表**も代理と実質は同じなので、民法の代理の規定に従います。代理の重要なポイントは、本人のためにすることを示す**顕名**、そして代理人が**代理権**を持つことです。代理権は通常、委任契約や請負契約などの契約によって本人から与えられるものですが、未成年者や成年被後見人など制限無能力者をサポートするために、法が親権者や成年被後見人

に代理権を与えることもあります。前者を任意代理、後者を法定代理と呼びます。

なお、会社の代表取締役は、民法上の代理権授与の根拠となる任用契約に加え、さらに会社法上の手続き（株主総会での取締役選任決議、取締役会での代表取締役選任決議）が必要な点で、その代理（代表）権の根拠は重層的・複雑です。



日記⑨ 十一月×日。曇り。

見かけない学生が研究室にやって来た。聞けば、法学部生ではなく経済学部的一年生で、私が顧問をしている落語研究会の新人部員のようにだが、初めて見る顔だ。「企業法入門」の講義が理解できずに、困って訪ねて来たらしい。

新人君 先生、大教室の授業はさっぱりわからないので、質問に来ました！

ユミ おつ、わからないと言う割には元気がいいじゃない。よくこの研究室がわかったわね。

新人君 ユミ先生の部屋はキラキラ輝いていますから、キャンパスの端からでも見つけられますよ。

ユミ おお、正直者の君はさつと落研のメンバーね。で、何の質問なの？

新人君 「代理」って何ですか。

ユミ やぶから棒ね。雛祭りの時に飾る、男の人形のことじゃない。

新人君 それは内裏様だいりでしょ。落研の練

習会じゃありません。法律の質問です。

ユミ 落研の学生でも勉強するのね。

新人君 失礼な。先生、この前の企業法入門の授業で、代表取締役を説明する際、「代表は代理と違うけど同じね」と意味不明のことをつぶやいて、オチがあるのかと待っていたら、講義が終わっちゃったでしょ。



「代理」と「代表」は 本人との距離が微妙に異なる

ユミ そうか。君は法学部生じゃないから、「代理」を習う民法総則の授業を受けてないのね。代理とは、ある人がある人のためにすることを示して相手方に意思表示することよ（民99条）。取引社会では、自分で契約などをするよりも専門

家や取引相手に近い場所にいる人に頼んで、代わりにやってもらう方が便利でしょ。法人もそうね。その行為を「代理行為」、代わりにしつかりやつてくれと頼むことを「代理権の授与」と呼ぶわ。

新人君 未成年の子の親も、子の代わりに法律行為をしますよね。子は親に「しつかりやつてくれ」とは言いませんけど。いや、落語の「真田小僧」なら言いそうだな……。

ユミ 親権は、法律上代理権が当然に発生する「法定代理」よ。それに対して一般の場合は「任意代理」と呼ばれるわ。

新人君 で、法人の場合はなぜ代理ではなく、代表と言うのですか。

ユミ 代理の場合、代理人は自然人である本人とは別個独立の地位に立って、本人のために行為をしてあげるの。代理人

の行為はあくまでも代理人の行為、ただ、その効果だけは、代理権を根拠に本人に帰属させるわけ。ビジネスの世界でも、別個の営業主体が本人に代わって取引をする「代理商」（会16条、商7条）があるわ。損害保険の代理店などがそうね。

商品の扱い方によっては旅行代理店や生保代理店も同じよ。それに対して法人の代表は、法人と別個独立の地位にあるとは言いにくいね。

新人君 あ、そうか。法人の代表は「機関」とも言いましたよね。自然人でない法人を実際に動かす役割を持つのが機関、その機関である代表の行為が法人自身の行為と評価される。代理と代表とは、「距離」がピミヨーに違いますね。

ユミ そういうこと。だけど効果は同じなので、実質は同じよ。民法の条文も、

代理というべきところを代表と言ったりして結構いい加減よ（民824条、859条など）。



**代理行為は、誰の代理か
明らかにしなければならぬ**

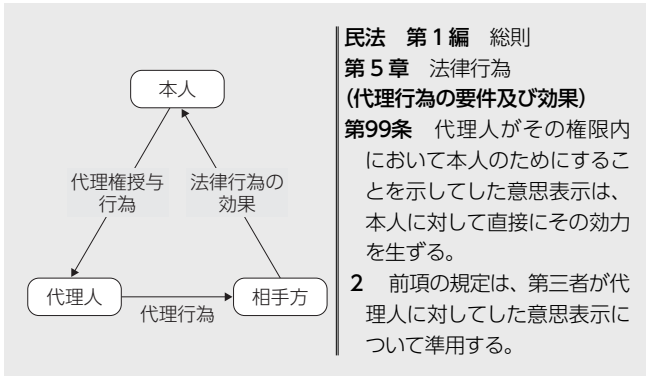
新人君 それで、代理行為はどのようにして行うのですか。代理人が普通に意思表示をすれば、相手は代理人を取引の相手だと間違えてしまいますよね。

ユミ まずは相手方に誤解を与えないよう、「顕名」つまり本人のためにする旨を、あらかじめ明らかにすることが大切ね。民法99条1項に「本人のためにすることを示して」とあるのはそのことよ。

新人君 もし代理人が顕名を、うっかり忘れた場合の効果はどうなりますか。

ユミ 代理人に効果が帰属してしまうわ

代理の「三角関係」



(民100条本文)。相手はそのつもりだったんだから。

新人君 だから契約書には「A代理人甲野太郎」とか「A株式会社代表取締役甲野太郎」と、顕名の部分に注意して明記しなければならぬと言われるんですね。
ユミ そう、それを「一生ケンメイ」と言います。

新人君 うひゃー、教室だけかと思ったら、どこでも所構わず、ですわね。

ユミ 臭いモノのように言わないで。

新人君 でも、代理だと相手方が知っているのなら、本人との間で契約が成立したと認めても別に良いでしょう。さっきの保険の代理店だと、客は当然、△×損保が相手だとわかっていきますよ。

ユミ そうね。顕名がなくても、相手方が知っていたか、知ることができたとき

は、例外的に代理行為が成立するわ（民100条但書）。さらに代理店などは本人の存在を知って当然に取引されていることが普通なので、原則と例外は逆転しているのよ。商行為の代理に関する特則ね（商504条）。



代表権を授与する際には 委任契約を結ぶことが多い

新人君　ところで、代理人はどうやって代理権を授与されるのですか。会社の代表取締役の場合だと、株主総会で選任された取締役の中から取締役会で代表取締役が選ばれる、という過程を経るので代理権の授与がわかりますが、一般の場合「しっかり頼むよ」と言われても、それが代理権の授与なのか、単にハッパをか

けられただけなのか、わかりませんよね。
ユミ　通常、委任契約を結ぶことが多いわね。会社でも代表取締役の選任決議の後、任用契約と呼ばれる委任を受けて、晴れて代表権を取得するのよ。ま、委任らしき何らかの事務処理契約があれば、何も口にしなくても代理権授与もあつたと考えられているわ。これを何と言うか知ってる？

鈴木　「イニンに口なし」でしょ。先生、こんにちほ。この前と同じダジャレでまったく進歩がみられませぬね。

新人君　あつ！先輩、お久しぶり！

ユミ　あら、新人君、鈴木君を知っているの？（注17）

注17 日記⑩（69頁）に続く。